



Fellow's Report

令和7年

《1月号》

＝ものづくりの仲間から＝

工事事務による「契約不適格者認定」1件、「注意の喚起」12件

公社では、工事事務等のトラブル事案について、事故審査委員会の審査を経て、安全管理措置の不適切性を判定し、契約不適格者認定、注意の喚起、警告（書面または口頭）の措置を行っています。

令和6年12月現在、令和6年度工事で報告されたトラブル事案は37件、事故審査委員会で審議されたのは27件です。

審査の結果「**契約不適格者認定**」1件、「**注意の喚起**」12件の措置をしました。

「**契約不適格者認定**」と判定された事故の概要

- ① 給食室屋上での調査から校舎2階の廊下に窓を乗り越えて戻る際、下請負人の弱電工が誤って転倒し、右手首を骨折した。（全治3か月）

※理由：**調査であっても安全に昇降するための設備を設置せずに作業を行わせたことは元請負人としての安全管理措置が不適切であった**

「**注意の喚起**」と判定された事故の概要（工事成績評点減点3）

- ① 校舎屋上防水施工中の降雨により下階の教室等に雨漏りし、備品類を汚損した
※理由：**設計図に記載している必要な防水対策を怠った**
- ② 資材搬入車両が退場するため、転回しようとして後退したところ、擁壁法面に近づきすぎて、左後輪でプランターの鉢を損傷した
※理由：**工事関係車両が敷地内で後退するとき、誘導員による誘導を怠った**
- ③ 6mのローリングタワーから工具を落下させ、体育館の床を損傷した
※理由：**高所で使用する工具に落下防止用のロープを取り付けるなどの安全対策が不十分であった**
- ④ 工事に伴う警報配線の試験中に誤って高圧受電の試験用スイッチを操作したため、施設全体が停電状態となった
※理由：**適切な試験方法を理解しないまま、作業を進めたことは安全管理措置が不適切であった**
- ⑤ 屋上防水施工中の直下階教室に雨漏りが発生した。教室前方、2～3畳程度の範囲に漏水が生じ、天井化粧石膏ボード5枚ほど水損した。授業を別教室に移って行った
※理由：**既存防水層の一部を撤去した後に十分な止水処理、仮防水を施工しなかったことは、防水改修工事中の雨漏り対策として不十分であった**

- ⑥ 作業員が仮設足場を使用して、屋上に大量の鋼材を抱えて運搬中、鋼材の一部が校舎階段室3階部分のガラスに接触し、窓ガラスを破損した
 ※理由：請負人として不安全行動に対する注意喚起が不十分であったため、作業員が大量の資材を抱えて仮設足場を昇降する際の、両手がふさがりなど不安全行動を防げなかった。
- ⑦ 外壁改修工事施工中に施設の火災警報が誤発報した
 ※理由：感知器の養生をせずにピロティ外壁及び天井面の高圧洗浄を実施したことで感知器に洗浄水が浸入したため誤発報した。感知器の養生を怠ったことは、安全管理の措置が不適切であった
- ⑧ 工事車両が敷地内で後退する際、駐車中の被害者車両に接触し、傷付けた
 ※理由：工事関係車両が敷地内で後退するとき、誘導員による誘導を怠った
- ⑨ トイレ内土間コンクリート解体中の粉塵を廊下の煙感知器が感知し発報した
 ※理由：粉塵流入の可能性がある感知器に対して十分な養生を怠ったのは、安全管理の措置が不適切であった
- ⑩ 複合受信機交換後の移報信号作動試験の際、誤って所管消防署に緊急通報が入り、消防車が出動した。
 ※理由：定められた手順を守らずに誤報事故を起こしたことは安全管理の措置が不適切であった
- ⑪ 外壁塗装の塗料が生徒数名の服に付着した
 ※理由：当初のローラーによる塗装工程を吹付工法に変更したが、塗料の飛散防止対策が不十分なままであった。十分な飛散防止対策を行わなかったことは安全管理措置が不適切であった
- ⑫ E P S 内にて電灯盤予備回路二次側に空調機用電源を接続作業中、電灯の漏電遮断器がトリップ、事務所の表示用 P C が停止した
 ※理由：事故は複数の回路が納められた電灯盤内での作業時に、目的以外の回路の漏電遮断器に作業員が気づかないまま接触してしまったことによるものであり、安全管理の措置が不適切であった

公社の事故審査委員会で審議されたトラブル事案の項目（令和6年度工事）

雨漏り	物 損	誤 報	遮断器の トリップ	人身災害
4 件	14 件	4 件	2 件	3 件